# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	埼玉しんきん健康保険組合における 適用、給付及び徴収関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

埼玉しんきん健康保険組合(以下「当組合」という。)は、適用、保険給付及 び保険料等徴収関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当た り、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねな いことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態が発生するリスクを 軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利 益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

# 評価実施機関名

埼玉しんきん健康保険組合

## 公表日

令和7年3月1日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

#### ①事務の名称

適用、給付及び徴収関係事務

#### <制度内容>

当組合は健康保険法(大正11年法律第70号)並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに加入者の健康の維持・増進、加入者が受ける医療の質の向上を図ることを目的としている。その目的を達成するため当組合では、事業主と被保険者の代表による事業・運営計画の策定、保険料の徴収、保険給付、診療報酬明細書の内容審査、健康診査や体力づくり等の保健事業、加入者への広報活動等を行っている。

また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に委託することができる旨の規定が健康保険法に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー等」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金に一元的に委託することが可能になった。

当組合の加入者は、青木信用金庫、飯能信用金庫、信栄商事㈱、㈱飯栄商事、青栄商事㈱、㈱はんしんリサーチ及び埼玉しんきん健康保険組合の①事業所の従業者である被保険者及びその被扶養者(一般加入者)、②事業所を退職するまで2ヶ月以上被保険者であった期間があり任意に継続加入を申し出た者及びその被扶養者(任意継続加入者)、③事業所を退職するまで20年以上又は40歳以降10年以上当組合の被保険者であった期間があり特例退職被保険者制度に加入を申し出た者及びその被扶養者(特例退職加入者)で、いずれも後期高齢者医療保険制度の適用年齢75歳に到達すると加入者の資格を喪失する。

#### <事務内容>

当組合が行う事務のうち、番号法別表の項番2「健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定める」事務について、加入者の個人番号等の特定個人情報を以下の範囲で利用する。

なお、健康保険事務に必要な事業所からの届出書の一部について、令和2年11月から事業所が電子データにしてオンラインでマイナポータル(社会保険・税手続オンライン・ワンストップサービス)経由で申請し、それをオンラインで当組合が受け付けすることが可能になった(※1)。

- 1. 適用事務(加入者への保険給付や保険料徴収に当たって適用する資格関係情報等を取り扱う 事務)
- (1)被保険者資格取得、資格喪失、被扶養者の異動等による資格の認定、資格関係情報変更の事 務処理に係る個人番号の確認及び資格関係情報等の参照
- (2)事業所又は加入者から個人番号が入手できない場合や個人番号又は5情報(氏名、氏名の振り仮名、生年月日、性別、住民票住所。以下「5情報」という。)を確認する必要がある場合、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や5情報を入手(※2)
- (3)平成29年5月以降、情報連携のために加入者の個人番号及び資格関係情報を中間サーバー等に登録して、被保険者枝番を取得し、資格喪失や異動等の資格関係情報に変更があった場合、中間サーバー等の登録情報を更新
- (4)他の医療保険者等から異動してきた被保険者や被扶養者の資格認定に当たり確認情報が必要な場合は、中間サーバー等内で従前に加入していた医療保険者等に情報照会し、資格喪失していることを確認、また、被扶養者の資格認定に必要な課税証明書や住民票等情報、給付金・還付金等の支給に利用する公的給付支給等口座情報(以下、「公金受取口座情報」という。)(被保険者が希望する場合に限る。)は、情報提供ネットワークシステムを利用して当該情報保有機関に情報照会し確認(※3)
- (5)健康保険被保険者証(令和6年12月2日以降は資格確認書)や高齢受給者証等の発行・管理事務に係る対象者の確認及び資格関係情報等の参照
- (6)月額変更、算定、賞与等の標準報酬に係る届出書について資格関係情報等の参照
- (※1)マイナポータルは政府が運営するオンラインサービスで、マイナポータルに接続する当組合のオンラインネットワークは、従来から支払基金に接続して使用していたオンライン請求ネットワーク(以下「オンライン請求NW」という。)を利用する。なお、マイナポータルの運営主体は、申請データの中身を閲覧等できないようにシステム上制御されている。
- (※2)地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手や5情報入手は、支払基金経由で中間サーバー等を介して即時照会又はファイルー括照会する。
- (※3)従前に加入していた医療保険者等への情報照会は被保険者枝番を用いて支払基金の中間サーバー等内で行い、情報提供ネットワークシステムを通じた当該情報保有機関への情報照会は、被保険者枝番を用いた照会データを支払基金の中間サーバー等で機関別符号を用いた照会データに変換して行う。
- 2. 給付事務(加入者への給付決定に係る資格関係情報等を取り扱う事務)
- (1)傷病手当金、出産育児一時金、埋葬料等の給付に係る届出書に個人番号が記載されている場合の個人番号の確認及び資格関係情報等の参照
- (2)給付金の計算に係る計算条件等の情報索引
- (3)給付の決定に当たり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認(※4)

#### ②事務の概要

(4)情報連携のために、加入者の給付関係情報を中間サーバー等に登録 (5)限度額適用認定証等の給付関係証書類や医療費のお知らせ等の発行・管理事務に係る対象者 の確認及び資格関係情報等の参照 (※4)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、被保険者枝番を用いた照会データを支払 基金の中間サーバー等で機関別符号を用いた照会データに変換して行う。 3. 徴収事務(保険料等の徴収に係る資格関係情報等を取り扱う事務) (1)任意継続又は特例退職被保険者の保険料等の計算に係る計算条件等の情報索引 (2)任意継続又は特例退職被保険者の保険料徴収や未納管理、資格喪失時還付金等の保険料徴 収に係る事務について、資格関係情報等の参照 (付)給付金・還付金等の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、被保険者が公金受取口座情報の利 用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登 録システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理 に利用することが可能になった。 1. 健康保険組合事務基幹システム(以下「基幹システム」という。) 2. 中間サーバー等 ③システムの名称 3. 電子申請受付クライアントソフト

### 2. 特定個人情報ファイル名

健康保険基幹情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

•番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番2

・住民基本台帳法 第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供)

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	同命令第5条 (提供)番号法第19条第8号に基づく利用 27、38、42、48、56、65、69、83、8 166、173の項及び 同命令第4条、第8条、第15条、第 第71条、第85条、第89条、第1179 第160条、第163条、第166条、第1 (委託の根拠)・健康保険法 第205条の 当組合は、健康保険法の規定に基づき、会・提供事務を委託する。情報提供ネット	月特定個人情報の提供に関する命令第2条の表3の項及び 月特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2、6、13、 7、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、 29条、第40条、第44条、第50条、第58条、第67条、 系、第127条、第133条、第139条、第143条、第147条、 67条、第168条、第175条

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	埼玉しんきん健康保険組合事務局
②所属長の役職名	常務理事

### 6. 他の評価実施機関

なし

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒350-1123 埼玉県川越市脇田本町15-13 埼玉しんきん健康保険組合 TEL: 049-246-9331
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
正 〒350-1123 埼玉県川越市脇田本町15-13 埼玉しんきん健康保険組合 TEL: 049-246-9331							
9. 規則第9条第2項の適用		1	]適用した				
適用した理由							

# Ⅱ しきい値判断項目

1. <b>対象人数</b>							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和7	令和7年1月31日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人以上	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

## しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[ 基礎	項目評価書	]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワー	クシステムを近	通じた入手を除	<b>&lt;.</b> )			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分でる	ある ]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ +分でる	ある ]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分でる	ある ]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	D取扱いの委託			1	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分で	ある ]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネ	ットワークシステ	テムを通じた提供	<b>を除く。)</b> [ C	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接	続しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分でる	ある ]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分で	ある ]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない							
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	<ul> <li>特定個人情報の入手、保管、廃棄までの工程で人為作業が発生する場合は複数人にて確認。</li> <li>事務取扱担当者に特定個人情報の取扱いに関する教育・研修を毎年実施。</li> <li>申請者からマイナンバーの提供を受け真正性確認。</li> <li>(地方公共団体情報システム機構から入手しない)</li> <li>複数人で確認後上長による最終確認のうえマイナンバー紐づけを行い、その記録を残す。</li> <li>・個人番号等記載の届出書や電子記録媒体等は管理簿に記録し、速やかに保管庫に施錠保管。</li> </ul>						

9. 藍	査							
実施の	D有無	[ 0 ]	自己点検	[ 0 ]	内部監査	[	〕外部監査	
10. 1	<b>洋業者に対する教育・</b>	<b>答発</b>						
従業	皆に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		2) 十分に行	入れて行っている	ó
11. 🖠	<b>長も優先度が高いと考</b>	えられる	対策		[ ]全	項目評価又は	は重点項目評価	を実施する
最も個る対策	₹先度が高いと考えられ :	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  <選択肢>  1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策  2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策  3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策  5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策  7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策  8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  9) 従業者に対する教育・啓発					- の対策 <sup>通じた提供を除く。)</sup> 対策	
当該対	対策は十分か【再掲】	[	十分である	]		2) 十分であ	入れている	
	判断の根拠	の物理的 が万が-	、情報の適正な取扱し 対安全管理措置、技術 -発生した場合に備え )漏えい・滅失・毀損リ	的安全管	理措置等を ップを保管し	講じると共に、特 ている。これら	特定個人情報ファ の対策を講じてい	イルの滅失・毀損

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<制度内容> <事務内容> (参考)システム開発と特定個人情報保護評価のスケジュール	<制度内容>に取りまとめ機関の支払基金を通じて他機関との情報連携(情報照会・提供)を行うことを追加した。 <事務内容>1.適用事務、2. 給付事務に他機関への情報照会・提供事務を追加した。 (参考)を削除した。	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出
平成28年6月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康保険組合事務基幹システム	情報連携に係る「医療保険者等向け中間サーバー等」を追加した。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
平成28年6月13日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠		情報連携に係る「住民基本台帳法」を追加した。	事前	事後で足りるものの任意に事 前に提出
平成31年2月20日	Ⅳリスク対策 全般		新たに追加された評価項目(1.提出する特定個人情報保護評価書の種類~6.情報提供ネットワークシステムとの接続)のリスクに対する措置について、実施状況を記載した。	事後	提出する評価書の種類と、実施しているリスクに対する措置を記載
令和2年9月1日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		く事務内容>に、電子申請を追加 『なお、健康保険事務に必要な事業所からの 届出書の一部について、令和2年11月から事業 所が電子データにしてオンラインでマイナポータ ル(社会保険・税手続オンライン・ワンストップ サービス)経由で申請し、それをオンラインで当 組合が受け付けすることが可能になる(※1)。』 『(※1)マイナポータルは政府が運営するオンラ インサービスで、マイナポータルに接続する当 組合のオンラインネットワークは、従来から支払 基金に接続して使用していたオンライン請求 ネットワーク(以下「オンライン請求NW」とい う。)を利用する。なお、マイナポータルの運営 生体は、申請データの中身を閲覧等できないよ ラにシステム上制御されている。』	事前	
令和2年9月1日	同 ③システムの名称	1. 健康保険組合事務基幹システム(以下「基 幹システム」という。) 2. 中間サーバー等	1. 健康保険組合事務基幹システム(以下「基 幹システム」という。) 2. 中間サーバー等 3. 電子申請データ・ダウンロードAP(以下「ダ ウンロードAP」という。)	事前	
令和2年9月1日	I-4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	(提供)別表第2 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、78、80、87、93、97、106、109、126、音号法別表第2の主務 4合で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条	(提供)別表第2 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第19条、第20条、第2条の2、第2条の2、第2条の2、第2条条の2、第2条条の2、第2条条の2、第24条の2、第54条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3	事後	
令和5年3月1日	I-1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の内容		(付)給付金・還付金等の支給に際して、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和4年10月以降、被保険者が公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」という。)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理に利用することが可能になる。	事前	
令和5年3月1日	I-5. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	(提供)番号法別表第2の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令第31条の2	(提供)番号法別表第2の主務省令で定める事 務及び情報を定める命令第31条の2の2	事後	
令和7年3月1日	を取り扱う事務 ②事務の概要	収に当たって適用する資格関係情報等を取り扱う事務) (2)事業所又は加入者から個人番号が入手できない場合や個人番号又は基本 4 情報を確認する必要がある場合、住民基本台帳法第 30 条の 9 の規定に基づき支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本 4 情報を入手(※ 2) (5)健康保険被保険者証 の発行や 高齢受給者証等の発行・管理事務に係る対象者の確認及び資格関係情報等の参照 (※ 2)地方公共団体情報システム機構からの	情報を以下の範囲で利用する。 1. 適用事務(加入者への保険給付や保険料徴収に当たって適用する資格関係情報等を取り扱う事務)	事後	番号法、健康保険法、主務省令等の改正により事後に変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月1日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第 9 条第 1 項(利用範囲) 別表第 1 項番 2番号法別表第1の主務省令で定める事 務を定める命令 第 2 条・住民基本台帳法 第 30 条の 9 (国の機関等への本人確認情報の 提供)	人確認情報の提供) ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番 2 ・住民基本台帳法 第 30 条の 9(国の機関等 への本人確認情報の提供)	事後	番号法改正により事後に 変更
令和7年3月1日	I - 4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ② 法令上の根拠	、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、43、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第33条、第44条、第45条、第59条。2、第59条。3、50表,3	づく利用特 定個人情報の提供に関する命令第 2条の表 3 の項及び同命令第 5 条 (提供)番 号法第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情 報の提供に関する命令第 2 条の表 2 、6 、13 、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173 の項及び同命令第 4 条、第 8 条、第 15 条、第 29 条、第 40 条、第 44条、第 50 条、第 50 条、第 58 条、第 17 条、第 17 条、第 18 5 条、第 19 条、第 143条、第 147 条、第 160 条、第 163 条、第 166 条、第 167 条、第 168 条、第 168 条、第 168 条、第 168 条、第 168 条	事後	番号法改正により事後に 変更
令和7年3月1日	I-9. 規則第 9 条第 2 項の 適用 Ⅳ-8. 人手を介在させる作業 Ⅳ-11. 最も優先度が高いと 考えられる対策		I-9. 規則第9条第2項の適用 Ⅳ-8. 人手を介在させる作業 Ⅳ-11. 最も優先度が高いと考えられる対策 の項目を追加	事後	特定個人情報評価指針の改 正による評価書の様式改正の ため事後に変更